

第5章 生活安全編

「高知県安全教育プログラム（生活安全編）」に寄せて

安全教育における「生活安全」領域の主な目的は、「事故災害」や「犯罪」による被害の発生を予防して、学校の管理下にある子どもたちの健やかな成長を保障すること、そして将来の安全で安心な社会の形成者となる人材を育成することにあります。そのためには、子どもたちを対象とした事故災害や犯罪による被害の発生を予防するための教育活動が、学校において体系的に進められていく必要があります。

私はこれからのわが国の学校管理下における事故災害や犯罪の発生を予防するための教育として、三段階予防説に基づいた教育活動を充実していく必要があると考えています。まず「一次予防」では、事故災害や犯罪の発生そのものを予防するために、子どもたち自身が事故災害や犯罪のリスクを理解し、日常生活の中で事故災害や犯罪に巻き込まれて「被害者にならない」ように、事故災害や犯罪を発生させる可能性のある「環境に近づかない」、もしくはそのような「環境を放置しない」という危機予測と危機回避の能力の育成を目指した取り組みが進められることが重要であると思われます。加えて将来にわたって事故災害や犯罪の発生を許さないという安全文化の担い手を育成することを目的として、事故災害や犯罪を引き起こしたり、また時には犯罪の拡大に加担したりするような「加害者をつくらない」という人材教育面からの取り組みを展開していくことも重要です。次に「二次予防」として、もしも事故災害や犯罪に出会ってしまったときには、子どもたち自身がその事故災害や犯罪から受ける被害を最小限にするための知識と迅速な行動や技能を身に付けること、つまり「被害者をつくらない」とことと、発生した事故災害や犯罪によって被害を受けた人への支援や対応を考え、「被害状況を進行（悪化）させない」ことを目的とした危機対応能力の育成を目指した取り組みが進められることが必要です。そして「三次予防」として、事故災害や犯罪の再発を予防し、事故災害や犯罪の発生によって失われた対人関係や学校・地域への信頼感の再構築を目指した取り組みが着実に継続して展開されることの重要性を理解し実践する再発防止能力の育成が大切であると考えられます。

このような事故災害や犯罪の被害から子どもたちを守っていくための「生活安全領域」における三段階予防説に基づく教育活動が実効性を持つためには、子どもたち自身に対する体系的な安全教育、特に「自助・共助・公助」の観点から構成された安全教育の展開が不可欠であると考えられます。つまり子どもたちの生活安全能力の育成においては、子どもたちの自助努力は必須要件となりますが、その自助努力としての教育効果を高めるためには、自分の安全は自分一人の努力だけで作られるものではなく、友だちや先生、保護者、地域の人々など、自分を取り巻く多くの人々の共感と協働によって安全の基盤が創りだされ確立されていくということを子どもたちに理解させる必要があります。このような共感と協働による信頼の育成があつてこそ、地域への安心感を育み、さらに長期的な教育効果として、10年後には大人となり、20年後には子どもを持つ保護者となって、さらに次の世代の子どもたちの安全推進の実践に取り組む人材の育成へとつながっていくことが期待されることです。

今回まとめられた「生活安全編」は、このような共感と協働、そして信頼を基盤とした安全教育の考え方に則って、「外傷予防」と「犯罪予防」の領域から構成されております。この教育プログラムが、これからの高知県の子どもの生活安全の推進に活用され、安全で安心な学校環境のもと、高知の子どもの健やかな成長が全県下で広く展開され持続されていくことを期待しております。

高知県安全教育プログラム策定委員会委員 藤田 大輔
(大阪教育大学教授 学校危機メンタルサポートセンター長)

第5章 生活安全編

I 高知県の生活安全教育について

1 生活安全の課題

「生活安全」は学校の管理下だけではなく、児童生徒等を取りまく家庭生活を含む日常生活で起こりうる事件や事故災害などを対象としている。また、学校への不審者の侵入により児童生徒等の安全が脅かされる事件や、誘拐や傷害などによる犯罪被害の防止等についても重要な内容として含まれる。

1 件の重大な事件や事故災害に至る事例の背後には、29 件の軽微な事件や事故災害、そして 300 件のヒヤリ・ハット（結果として事件、事故災害には至らなかったもので見過ごされてしまう、ヒヤリとした、ハッとした、すなわち「ああよかった」と、すぐに忘れがちになってしまうもの）の事例が潜んでいるといわれる。

そこで、日常生活で起こりうるヒヤリ・ハットの件数を減らすことにより、重大な事件



や事故災害の件数を減少させることができると考えられる。そのためには、事件や事故災害（ヒヤリ・ハット事例）の情報を収集し、その内容を分析して、発生原因を特定し、事故や犯罪等を防ぐ手立てを講じることが、安全管理においても大切である。

ただし、周りの環境が安全に配慮されていても、児童生徒等自身が危険な行動を行うと事故が発生する可能性は高くなる。また、状況の変化によって危険性が増大することも理解しておく必要がある。

例えば、雨天時では道路や廊下が滑りやすく、転びやすくなったりする。災害安全の面においても河川の増水や土砂災害などの危険が増す。交通安全の面においても、傘をさすことによって視界が悪くなったり、周りが見えにくくなる。

児童生徒等自らが、こうした、状況の変化によって起こり得る危険を予測し回避する、状況に応じた安全な行動をとることができる思考力・判断力を身に付けさせるための安全教育を行うことが非常に重要である。

(1) けがや事故等の状況について

学校管理下において事故災害（以下「事故」という）があった場合に備え、ほとんどの児童生徒等が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度（以下「災害共済給付」という）に加入している。この災害共済給付の情報によれば、本県において、平成 24 年度に報告のあった事故の発生件数は、8,305 件（幼稚園・保育所を含む）であった。また、発生率は 8.11% で、全国と比較しても高い発生率となっている。

事故が発生した場合別の内訳をみると、小学校においては休憩時間中の事故が 1,628 件と最も多く、全体の 58% を占めている。また中学校・高等学校では課外指導中の事故（中学校 1,588 件（全体の 54%）、高等学校 1,044 件（全体の 57%））が多く、特にその中でも、体育的部活動中の事故（中学校 1,564 件、高等学校 1,035 件）が圧倒的に多く発生している。負傷・疾病の種類別にみると、小学校・中学校・高等学校ともに挫

傷・打撲、骨折（小学校 1,600 件、中学校 1,557 件、高等学校 934 件）が主たるものとなっており、日常生活における事故を防止するための安全指導が非常に重要であることがわかる。

また、学校管理下における死亡事故としては、全国的に見ると、屋上等の天窓から児童が転落する、プールでおぼれる、部活動中に熱中症になり死亡するなどの事故が報告されている。本県においても、平成 20 年に県立学校で、生徒が校舎から転落し亡くなるという痛ましい事故が発生している。

学校管理下外においては、本県においても水難事故が発生していることから、川や海、山、池などでの事故も懸念される。

（２）犯罪予防に関する課題と対応について

平成 13 年 6 月に大阪教育大学附属池田小学校において発生した、外部からの侵入者により 8 名の児童の尊い命が奪われた事件は、教職員がかつて経験したことの無いあまりに痛ましい事件であった。以来、学校の安全や、教職員や児童生徒等の安全対応能力を高めるための様々な取組が行われてきたが、事件から 10 年余が経過し、学校現場では、その教訓が活かされていないという課題も指摘されている。

また、平成 17 年 11 月には広島県において、女子児童が下校中に殺害されるなど、登下校中の児童が犯罪被害に遭う事件が連続して発生している。

近年、学校に不審者が侵入したり、通学路で児童生徒等に危害が加えられたりする事件が発生し、児童生徒等の安全が脅かされることは大きな社会問題となっている。

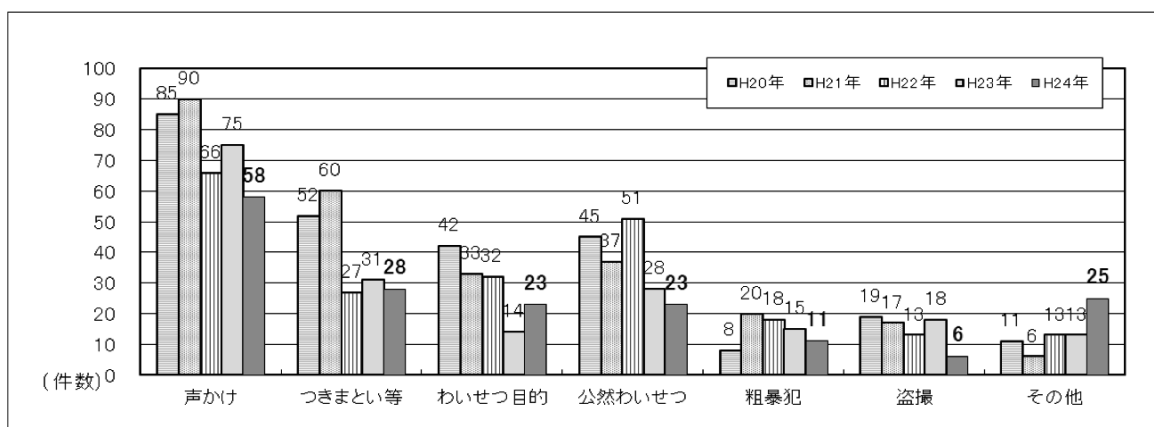
こうした状況は決して他県の出来事ではなく、自分たちの学校にも起こり得ることと捉え、事前の安全対策を講じることが大切である。

【本県の状況】

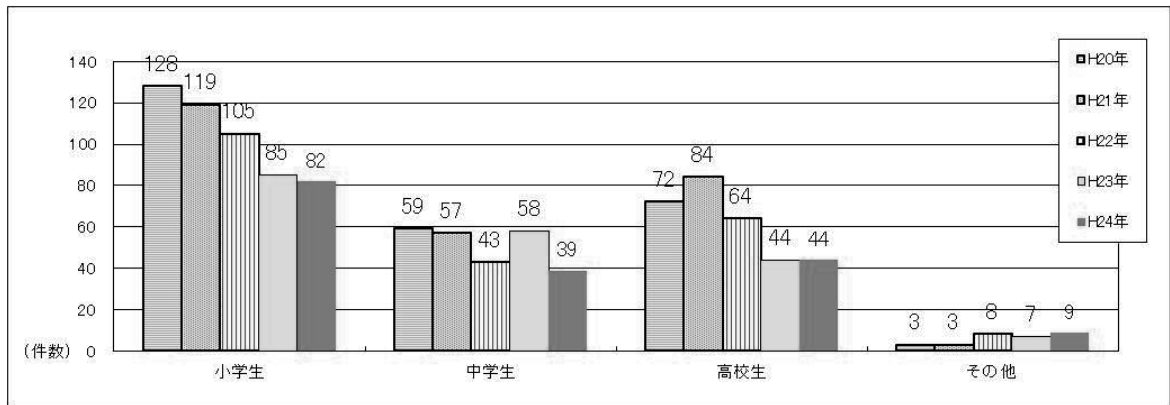
平成 24 年度における「不審者情報」の件数は 183 件にのぼり、その中でも、「声かけ」が最も多く、次いで「つきまとい等」となっている。（図 1 参照）

「子どもに対する声かけ等の事案の発生状況」

（図 1）態様別発生状況



(図 2) 対象別発生状況



(H20～24 年 高知県警察統計資料から)

対象別発生状況では、過去 5 年間で最も多いのが「小学生」であり、平成 24 年は全体の 47.1% を占め、次いで高校生、中学生の順となっている。(図 2 参照)

実際に平成 25 年に発生した事案の中には、声をかけられるだけでなく、「腕を捕まれ車に引き込まれそうになった」等、重大な犯罪につながるものや「抱きつかれる」等、被害を受けているものも少なくない。したがって、声かけ事案についても、強制わいせつや誘拐等の事件につながる恐れのあるものと捉え、必要な対策を講じていかなければならない。

【保護者・地域・関係機関との連携】

上記のような犯罪から児童生徒等を守るためには、学校だけの取組では不可能である。このため、保護者、地域住民、関係機関などの協力を得ながら、登下校において児童生徒等の安全が確保されるよう通学路の定期的な点検を行い、必要に応じて対策を講じていかなければならない。

また、登下校時における安全確保の観点では、地域をあげて登下校時の見守り活動を行う学校安全ボランティア（一般的に「スクールガード」と呼ばれる地域のボランティア組織のこと）の取組が不可欠である。

本県における平成 24 年度の学校安全ボランティアの組織率は小学校で 75.5% である。児童生徒等を犯罪から守るためにも、小学校区における学校安全ボランティア組織の設置は重要な要素である。(表 1 参照)

また、学校や通学路の安全に関することや、学校安全ボランティアの活動に対して専門的な立場から助言を行うことを目的として、平成 17 年度から配置した「スクールガード・リーダー」は、平成 25 年度は 23 市町村で 42 名が委嘱され、各地域での活動が、児童生徒等の登下校時の安全を守る大きな力となっている。

(表 1) 学校安全ボランティア（スクールガード）組織の状況

年度	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H24 年度	9 園 (47.4%)	157 校 (75.5%)	40 校 (35.1%)	3 校 (7.9%)	0.0%
H23 年度	8 園 (42.1%)	157 校 (72.7%)	43 校 (37.7%)	3 校 (7.9%)	0.0%
H22 年度	7 園 (30.4%)	167 校 (73.9%)	61 校 (52.6%)	3 校 (7.7%)	0.0%

※括弧内は組織率

その他、緊急時に児童生徒等が駆け込める家として高知県警察本部から委嘱されている「こども 110 ばんのいえ」や企業等による駆け込みステーション等がある。「こども 110 ばんのいえ」は、本県では「アンパンマン」のステッカーが使用され、児童生徒等に親しみやすいものとなっている。学校と地域が連携して、こうした場所を増やし、表示することで、緊急時の安全確保だけでなく、防犯に熱心な地域であることが示されることとなり、犯罪の抑止にもつながる。学校が保護者や地域の協力を得て、事件・事故の起きにくい環境を整えることも大切である。



(こども 110 ばんのいえ)

こうした、地域で見守る体制や環境づくりを行うことによって児童生徒等自身も、自分を取り巻く周りの人々に「守られている」と気付くなど、安全な社会をつくる一員としての姿勢が育まれていくと考えられる。

【安全教育と安全管理の一体化】

過去に起こった学校への不審者侵入事件を教訓として、学校での対応は危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を通して共通認識が図られているはずであるが、年度始めの人事異動などにより確実なものとなっていない場合も想定される。年度当初には危機管理について教職員全体での共通理解を図り、役割の変更や各校独自の不審者侵入時の対応行動、侵入を未然に防ぐための対策など、訓練や検証を通して課題を確認し、より実効性のあるものにしておく必要がある。そのことを通して、まず教職員が実践することで、防犯面での留意点や対処の仕方について理解を深め、その中から児童生徒等に指導しておくべき内容がより明確化されるはずである。

そういう意味でも地域や関係諸機関と連携した防犯教室や防犯訓練の実施は非常に大切なものとなってくる。しかしながら、本県において平成 24 年度に防犯教室を実施した学校は 243 校で全体の 65.0%にとどまっている。また、防犯訓練の実施校は 112 校で、全体の 31.3%という低い実施率である。（表 2 参照）

学校での日々の生活において教職員が身の回りの危険に対して日ごろから敏感になることが、児童生徒等の安全に対する意識の高まりに大きく影響を与え、事件・事故の未然防止につながると考える。

生活安全教育は、児童生徒等が学校生活はもとより、生涯にわたって安全に生活するために不可欠なものである。安全を確保するために正しい行動を身に付けることが必要であり、行動を規制する場合は、発達段階に応じてその必要性を指導し、裏付けのある規制であることを理解させることが大切である。そのためには日常生活におけるきめ細かな指導とともに、課題に対して一つ一つ丁寧に児童生徒等自らが改善していくことができる教育が必要である。

(表 2) 高知県の公立小・中・高・特別支援学校における防犯教室等の実施状況

年度	学校数	防犯教室の実施校	防犯訓練の実施校
H24 年度	374 校	243 校 (65.0%)	112 校 (31.3%)
H23 年度	382 校	264 校 (69.1%)	132 校 (34.6%)
H22 年度	416 校	278 校 (66.8%)	150 校 (36.0%)
H21 年度	424 校	280 校 (66.0%)	125 校 (29.5%)

※括弧内は実施率

2 生活安全教育の留意点

(1) 身に付けさせたい基本的な指導内容の明確化

【身の回りにある危険を予測し、自ら回避する！】

日常生活の安全を確保するために必要な知識や能力を児童生徒等に身に付けさせるためには、発達段階に応じた系統的な指導が必要である。

このため、犯罪や危険及び事故などのあらゆる場面を想定し、児童生徒等に身に付けさせるべき内容を大きく「外傷から身を守る（外傷予防）」と「犯罪から身を守る（犯罪予防）」の2つに分け、外傷予防で1項目、犯罪予防で3項目の「4つの基本的な指導内容」として整理した。この4項目を、児童生徒等の実態に応じて時期や方法を考慮し、全ての学校で指導していくことが大切である。

ただし、次の内容はあくまで基本的な指導内容であり、この内容が生活安全学習の全てではない。学校においては、児童生徒等の発達段階や状況に応じて、また学校の置かれている環境（地理的条件や人口規模、自然環境等）や地域の特徴に応じて、さらに内容を加えることも必要である。

身の回りにある危険を予測し、自ら回避する！

指導内容はあくまで基本的な内容です。学校種や学校環境（地理的条件、人口規模、自然環境等）に応じてさらに加える内容を検討する必要があります

外傷から身を守る

1 けがや事故を防ぐために

「学校生活の安全」

- ・道具や遊具等の正しい使い方を知る
- ・道具を使うときは、周囲の安全に気を配る
- ・廊下や階段の正しい歩き方を守る
- ・雨天時の過ごし方を考える
- ・校内では上履きをきちんと履く
- ・学校の中で立ち入っては行けない場所を知り、ルールを守る

「運動時の安全」

- ・運動時は自分の体調に気を付け、無理をしない
- ・プールや体育館、運動場での運動の仕方や器具の使い方を知り、安全に行動する

「熱中症の予防」

- ・熱中症が発症しやすい状況を知る
- ・体調管理や適切な水分補給など予防に必要なことを知る
- ・熱中症の症状と応急手当の方法を知る

「危険な場所や遊びについて」

- ・川や海、山、池等での危険を知る
- ・気象の条件によって発生する危険を知る
- ・動植物に起因する危険を知る
- ・火気を使用する場合の危険を知る
(児童生徒等だけで火を使わない・初期消火の行動)
- ・釣りをするとき、船に乗るときはライフジャケットを着用する

「応急手当等について」

- ・けがの種類と介助、通報の仕方を知る
- ・止血法、心肺蘇生法等の応急手当を知る
(理論と実技 速やかな119番通報 AEDの手配)

犯罪から身を守る

2 犯罪被害にあわないために

「登下校時の安全」

- ・できるだけ友達と一緒に登下校する
(1人になる時間を短くする)
- ・防犯ブザーや防犯笛の使い方を知る
- ・登下校時に見守ってくれる地域の人を知る
「学校安全ボランティア」
「スクールガード・リーダー」等

「校内での不審者への対応」

- ・学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送(合図)」を知る
- ・不審者侵入時の避難の仕方を知る
- ・指示をよく聞き、落ち着いて迅速に行動する

「校外での不審者への対応」

- ・自分の身を守るための約束を必ず守る
(「いかのおすし」「おひなくこ」)
- ・地域の危険な場所(入りやすく、見えにくい場所)を知る
- ・危険を感じたときに逃げ込む場所を知る
(「こども110ばんのいえ」等)
- ・事件や事故に遭ったらすぐ家族や学校に連絡する(速やかな110番通報)
- ・地域における犯罪等の情報を知る

3 家族で守る安全

「家族との約束」

- ・出かける前には行き先、帰る時刻を家族に伝えておく
- ・留守番をするときの約束を確認する
- ・友達の名前や電話番号等を知らない人から聞かれても答えない
- ・家に帰って玄関を開ける前に注意することを確認する
- ・エレベーターに潜む危険を知る
- ・夜間の外出で注意することを確認する
- ・夜道を1人で歩かない
- ・周囲の状況を確認しながら歩く
- ・携帯電話を操作しながらの移動はしない

4 地域社会の一員として

「自分たちで守る、地域の絆」

- ・地域の人とのつながりを持つ
- ・地域・社会生活の安全を守る機関や地域の防犯活動を知る
(自主防犯組織、防犯パトロール、安心Fメール等)
- ・地域の安全のために、自分たちができる役割を考える

前ページの「身の回りにある危険を予測し、自ら回避する！」の内容を詳述すると、次のとおりである。

外傷から身を守る

1 けがや事故を防ぐため

「学校生活の安全」

- ・ 道具や遊具等の正しい使い方を知る
- ・ 道具を使うときは、周囲の安全に気を配る

休み時間や授業中に遊具や道具を使う時には、周囲の状況に気を配り使用することが大切である。また、時期を問わず常時指導を継続することも重要である。

- ・ 廊下や階段の正しい歩き方を守る

廊下では静かに右側を歩く。

廊下を走ったり廊下で騒いだりすると、人と衝突したり、その弾みでガラスに衝突しガラスが割れたりして、思いもよらぬ事故を招くことがある。自分だけではなく、人にも被害を及ぼすことになるので、廊下の歩き方、過ごし方には気を付ける。

- ・ 雨天時の過ごし方を考える

雨の日においては、道路や廊下の状況により滑ったり転んだりする事故や、傘等による持ち物を原因として起こる事故等が想定される。

○廊下が湿気を帯び、滑りやすくなるため、転んで大きな事故につながることもあるので、特に雨の日は廊下で騒いだり、走ったりしない。

○雨の日の登下校では、傘をさしたり、雨具を装着したりすることにより、動きが制限され、視界が狭くなる。また、道路も滑りやすくなっていることから、思いもよらない事故（交通事故を含む）が起こることがある。雨の日には、気を付けて慎重に行動する必要がある。

○傘の先で目などを突いたり、側溝が見えにくくなり側溝に落ちたりする危険もある。

天候の違いにより様々な危険が考えられるので、学校種や学校環境、地理的条件、自然環境等に応じてさらに加える内容を検討する必要がある。

- ・ 校内では上履きをきちんと履く
- ・ 学校の中で立ち入っては行けない場所を知り、ルールを守る

（屋上や天窓、高所、その他危険な場所）

授業中はもちろん、休み時間やその他の時間において、道具や遊具の正しい使用方法を身に付けることや雨天時や校内での過ごし方、危険な場所等を認知しておくことは、児童生徒等の安全を守るうえで非常に重要なことである。

＊「学校における転落事故防止のために」リーフレット

（平成 20 年 8 月 文部科学省）（P. 46 参照）

「運動時の安全」

- ・運動時は自分の体調に気を付け、無理をしない
- ・プールや体育館、運動場での運動の仕方や器具の使い方を知り、安全に行動する
学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科などの学習時、クラブ活動、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

「熱中症の予防」

- ・熱中症が発症しやすい状況を知る
注意する日（気温・湿度が高い、急に暑くなった、風が弱い）
外では帽子をかぶる、適切な水分補給と休憩をとる等の予防に必要なことを知る
＊独立行政法人日本スポーツ振興センター熱中症に注意しよう
（No.4 平成25年7月発行）教材カード（P.48 参照）
- ・体調管理や適切な水分補給など予防に必要なことを知る
睡眠不足、体調不良、朝食の未摂取、生活リズムの乱れ、日常の健康管理などに気を付ける。
- ・熱中症の症状と応急手当の方法を知る
①涼しい環境への避難 ②脱衣と冷却 ③水分・塩分の補給
④医療機関へ運ぶ

近年、学校の管理下における熱中症による児童生徒等の事故が発生している。高温環境下の夏の屋外、気温・湿度の高い体育館等における運動会の練習や体育・スポーツ活動等で多く発症しているが、それ以外でも発生することがある。

熱中症は、気温・湿度等の環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分補給し休憩をとること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止することができるものである。

また、万が一発症した場合でも、迅速かつ適切な措置をとることによって回復できる疾病である。

＊独立行政法人日本スポーツ振興センター

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」啓発資料

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?tabid=114>

「危険な場所や遊びについて」

- ・川や海、山、池等での危険を知る
- ・気象の条件によって発生する危険を知る
（大雨や落雷、局地的豪雨、土砂災害等）
- ・動植物に起因する危険を知る
（ハチや蛇、猪、猿、熊などの危険を知り、危険を回避する方法を知る）

〈例〉○ハチの巣を見つけたら

- ・近づかない
- ・いたずらしない
- ・振動させない

○野山などでハチに刺されない工夫

- ・長ズボン、長袖、帽子、靴などなるべく肌を出さない服装にする。
- ・ハチは黒いものに対して攻撃的になるので、白っぽい服を着て出かける。
- ・むやみに近づいたり、木を揺すったり、巣に振動を与えるような大声や物音を出さないようにする。

＊高知市ホームページ「総合案内 蜂の巣の駆除について」参照

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/36/hachi.html>

＊高知県産業振興推進部鳥獣対策課ホームページ

「おもな鳥獣の生態と被害対策」参照

- ・イノシシ
- ・ニホンジカ
- ・ニホンザル
- ・カラス
- ・カワウ
- ・ドバト

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/121601/tyojyubetu01.html>

＊高知県林業振興・環境部環境共生課ホームページ参照

「セアカゴケグモが発見されました」

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/seakagokegumo25.html>

- ・火気を使用する場合の危険を知る

〈児童生徒等だけで火を使わない〉

火遊びは火災事故につながる大変危険な遊びであり、周りにとりかえしのつかない重大な損害を与える可能性もある。児童生徒等だけで火を使うことや、火遊びは絶対にさせないような指導を徹底する。

また、放火は非常に重大な犯罪であることを認識させることも重要である。

〈初期消火の行動〉

「もし火事を出したり、発見したりしたら」

火災を発見した場合は、まず安全にその場から避難する。

そして、大声で近所に知らせ協力を求め、すみやかに 119 番に通報する。

119 番通報の際には

「住所はどこか、近くにある目標物（目印となる建物名）」

「何が燃えているのか」「何階建ての何が燃えているのか」

「逃げ遅れた人や怪我人」等を伝える。

通信係員の問いかけに、ゆっくり、落ち着いて答えるようにする。

- ・釣りをするとき、船に乗るときはライフジャケットを着用する

海上保安庁は、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号として、警察の110番や消防の119番のように覚えやすい局番なし3桁電話番号

「**118番**」の運用を平成17年5月1日から開始している。

〈次のような場合に通報する〉

- ・船の事故や海での事故に遭遇した、または目撃した。
- ・海への油の排出やゴミの投棄を発見した。
- ・不審船の発見、密航・密輸についての情報を得た。等

以上の場合において、「いつ」「どこで」「なにがあった」などを簡潔に落ち着いて通報するようにしましょう。

なお、加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話などから利用できます。

＊海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/> (P.43 参照)

＊海の「もしも」は118番 - 海上保安庁

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/joho/tel118/>

「応急手当等について」

- ・けがの種類と介助、通報の仕方を知る
- ・止血法、心肺蘇生法等の応急手当を知る

(理論と実技 **速やかな119番通報 AEDの手配**)

〈救急蘇生法について〉

＊日本赤十字社 <http://www.jrc.or.jp/study/safety/>

＊日本医師会 救急蘇生法 <http://www.med.or.jp/99/seisakubutsu.html>

その他、多くの関係資料がダウンロードできます。

児童生徒等の生活の中には、様々な危険がある。川や海においては、流れが急に変化したり、突然深みにはまったりと思ってもよらないことが起こる。そうした危険を事前に知っておくこと、そうした場所に子どもたちだけでは行かない等の約束事をしっかりと決めて指導しておくことが児童生徒等の命を守ることにつながる。

110番・119番 実際の通報要領 (参考)

高知市消防局情報指令課

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内一丁目7番45号 総合あんしんセンター5階

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/73/tuuhouyouryou.html>

2 犯罪被害にあわないために

「登下校時の安全」

- ・できるだけ友達と一緒に登下校する（1人になる時間を短くする）

児童生徒等に安全な登下校について考えさせるとともに、登下校時は極力一人にならないという観点から、集団登下校や保護者等の同伴等による安全な登下校方策の策定、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備等、学校の状況に応じて対策を実施する。

- ・防犯ブザーや防犯笛の使い方を知る

防犯ブザーの使い方とともに、実際に使用できるかどうか訓練することや、定期的に点検を行うことを保護者、家庭も巻き込んで、子どもたちに指導しておく。

- ・登下校時に見守ってくれる地域の人を知る

「学校安全ボランティア」や「スクールガード・リーダー」等、地域で見守ってくれている人に積極的にあいさつをする等、自分たちの安全を守ってくれる人たちと顔と顔でつながるような取組が大切である。

併せて、児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を身に付けさせるよう実践的な教育を進めることが必要である。

登下校時における児童生徒等の安全を確保するためには、学校だけではなく地域社会全体で児童生徒等の安全を見守る体制の整備が求められている。学校だけではカバーしきれない部分も、地域と連携した取組を展開していくことで、より安全安心な登下校が実現できる。

「校内での不審者への対応」

- ・学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送（合図）」を知る
- ・不審者侵入時の避難の仕方を知る
- ・指示をよく聞き、落ち着いて迅速に行動する

年度当初の早い時期に不審者進入時の対応について、「危機管理マニュアル」をもとにして、教職員全員が共通認識を図っておくことが重要である。

また、児童生徒等が有事の際に命を守る迅速な避難行動がとれるよう、防犯訓練を行っておくことも大切である。

「校外での不審者への対応」

- ・自分の身を守るための約束を必ず守る（「いかのおすし」「おひなくこ」）

校外で不審者に声をかけられた場合の対応の仕方について指導し、自分の身を自分で守るための行動を理解させる。

【いかのおすし】

いか…知らない人について「いか」ない

の…他人の車に「の」らない

お…「お」お声を出す

す…「す」ぐ逃げる

し…大人に「し」らせる

○防犯標語「いかのおすし」は、平成 16 年度にセーフティ教室を開催する際、「子どもたちの心に残るインパクトのある防犯標語」として、警視庁少年育成課と東京都教育庁指導企画課が考えだしたものです。

*独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ参照

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/branch/tokyo/tabid/422/Default.aspx>

【おひなくこ】 5つのやくそく

お…おおごえを出して、すばやくにげよう！

ひ…ひとりではかえらない、あそばない！

な…なんでもはなそうがっこうのこと、とうげこうのこと！

く…くるまにはぜったいのらない、ちかづかない！

こ…こうばんやきんじょのいえにしらせよう！

○「おひなくこ」リーフレットは児童生徒等が学校や地域で楽しくのびのびと生活できるようにするために文部科学省によって作成されたものである。毎年、年度当初に全小学校の1、2年生全員に配布されている。

○防犯標語「いかのおすし」、文部科学省からのリーフレット「おひなくこ」を学校における防犯教室や学級での指導、家庭での話し合い等に活用することで、児童生徒等の大切ないのちを守る防犯意識を高める有効な手立てとなる。

・地域の危険な場所（入りやすく、見えにくい場所）を知る

「(だれもが) 入りやすく、(だれからも) 見えにくい場所」、例えば、塀の高い場所や草が高く生えた空き地、高い垣根の公園、非常階段や屋上、人目につきにくい場所等、「外から見えにくく入りやすい場所」は犯罪者にとって、簡単に怪しまれずに犯罪を実行でき、すぐに逃げることができそうな場所であり、だれにも気付かれないまま、邪魔されずに犯罪を終えることができそうな場所である。

また、「入りやすく、見えにくい場所」は物理的な条件だけではなく、例えば、落書き、散乱ゴミ、不法投棄された粗大ゴミ、のび放題の雑草、廃屋、廃墟等は心理的な条件としても特徴づけられる。そういった場所は管理が行き届いてなく、秩序感が薄い状況であり、犯罪者にとっても気軽に立ち入ることができる「入りやすい場所」、更に無関心な人が多く、見て見ぬ振りをしてもらえそうな「見えにくい場所」でもある。

児童生徒等が、こうした「(だれもが) 入りやすく、(だれからも) 見えにくい場所」や街路灯の少ない暗い場所等は犯罪が起こりやすい危険な場所であるというこ

とを認識し、そういう場所にはできるだけ近づかないように指導することが大切である。

- ・危険を感じたときに逃げ込む場所を知る（「こども 110 ばんのいえ」等）
- ・事件や事故に遭ったらすぐ家族や学校に連絡する（**速やかな 110 番通報**）
- ・地域における犯罪等の情報を知る

不審者に出会ったり、自分の身に危険を感じたりしたときには、助けを求めることができる場所として、「こども 110 ばんのいえ」や「地域安全推進の家」等、ステッカーが貼ってある場所を知り、いざという時に行動できるように訓練しておくことが必要である。

また、地域における犯罪等の情報（不審者情報や事件、事故）に関心を持ち、自分が事件や事故にあった時は、すぐに家族や学校、大人に知らせることを指導しておくことも大切である。

3 家族で守る安全

「家族との約束」

- ・出かける前には行き先、帰る時刻を家族に伝えておく
- ・留守番をするときの約束を確認する
- ・友達の名前や電話番号等を知らない人から聞かれても答えない
- ・家に帰って玄関を開ける前に注意することを確認する

家庭生活において、帰ったときに、家にだれもいなくても「ただいま」と大きな声で言ったり、留守番時や外出時の約束事等を明確に決めておいたりすることは、児童生徒等の命を守るうえで非常に重要なことである。

知らない人と話をするときは、細心の注意を払い、その人が手を伸ばしても届かないくらい離れて話したり、電話番号や住所を聞かれても、絶対に言ったりしない等、日ごろから、家庭で話をし、約束をしておくことが大切である。

- ・エレベーターに潜む危険を知る

マンション等で、エレベーターに乗るときには、エレベーターホール等に知らない人や不審者等がいないか周囲を確認し、危険を感じたときは、防犯の意味で管理人や管理組合の人に知らせる。そして、防犯対策として非常ベルや各階のボタンを押せる位置に乗り、後ろから襲われないよう壁を背にして乗るようにする。

また、知らない人と 2 人だけで乗った場合は、直近の階でエレベーターを降りるようにする。

- ・夜間の外出で注意することを確認する
- ・夜道を 1 人で歩かない
- ・周囲の状況を確認しながら歩く

夜道を歩くときは周囲への警戒がとても大切である。夜間の一人歩きや夜間の外出は基本的に控える。塾や習い事等でどうしても出かけなくてはならない場合は、家庭で約束事をきちんと決めておく。

- ・携帯電話を操作しながらの移動はしない

音楽や手元の操作に集中するあまり、後ろから人や車が近づいてきても気付かないということも考えられる。また、携帯電話で話していても、万一のときにすぐに自分のいる場所や状況を相手に伝えることはとても困難であり、相手がすぐに駆けつけてくれるとは限らない。特に夜間は、周囲への警戒心を強く持ち、足早に歩くようにする。

(実際に携帯電話を操作しているの不審者被害が多く発生している。)

4 地域社会の一員として

「自分たちで守る、地域の絆」

- ・地域の人とつながりを持つ
- ・地域・社会生活の安全を守る機関や地域の防犯活動を知る

(自主防犯組織、防犯パトロール、安心Fメール等)

*安心Fメール登録の仕方(下記アドレスから)(P.44 参照)

http://www.police.pref.kochi.lg.jp/keitai/anshin/i_anshin_fmail.htm

- ・地域の安全のために、自分たちにできる役割を考える

犯罪の被害に遭わずに安心して暮らせる地域は、多くの住民の願いであり、生活の基盤となるものである。学校内外における事件・事故への対応を学校のみで行うことには自ずと限界がある。そこで、保護者や地域住民、警察等の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体等との連携を進め、地域ぐるみで児童生徒等を守る安全・安心な学校づくりを目指していく必要がある。

そうした地域の防犯パトロールや見守り活動をしてきている方々とふれあい、つながりを持つことにより、自分たちが地域で何ができるかを考える契機となるとともに、地域の防犯活動がより活発に展開されることが期待される。

(2) 年間指導計画への位置付け

安全教育は、学校保健安全法に基づく「学校安全計画」を策定し、計画的に行われることとされている。「生活安全」に関する内容は、児童生徒等の日常の行動と密接に関連することから、教科・領域等における安全学習や安全指導を行うとともに、朝の会や帰りの会、休み時間等の日常の学校生活における安全指導も含め、意図的・継続的に行うことが大切である。

学習指導要領には、生活安全に関する内容が、生活、体育、保健体育等の教科の中に位置付けられている。また、安全な器具の使い方等、各教科における学習活動を安全に行うための安全指導を行うことも必要である。例えば、図画工作・美術では、刃物類、塗料、器具等の使い方の指導と保管、活動場所における安全指導等を徹底すること、技術・家庭科では、火気、用具、材料等の取り扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全に十分留意することなどがあげられる。

こうした内容も網羅し、「学校安全計画」に安全学習や安全指導の内容と指導の場を明確に位置付け、全教職員で共通理解のもと、指導を行うことが重要である。

【学習指導要領との関連】

小 学 校	第5節 生活
	第2 各学年の目標及び内容（第1学年及び第2学年） 2 内容 （1）学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。 （3）自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。 （4）公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。
	第9節 体育
	第2 各学年の目標及び内容（第5学年及び第6学年） 2 内容 G保健 （2）けがの防止 ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 イ けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。
中 学 校	第7節 保健体育
	第2 各分野の目標及び内容（保健分野） 2 内容 （3）傷害の防止について理解が深めることができるようにする ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。 イ 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。 エ 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には、心肺蘇生等があること。
高 等 学 校	第6節 保健体育
	第2款各科目 第2保健 2 内容 （1）現代社会と健康 オ 応急手当 適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、

	正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていくことがあることから、速やかに行う必要があること。
3	内容の取扱い
(5)	内容の(1)のオについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

(3) 家庭・地域・関係機関と連携した防犯教育の効果的な実施

学校は、児童生徒等の学習及び生活の場であるとともに、まちづくりの核、生涯学習の場として地域社会において最も身近な公共施設である。こうした学校において、防犯教育を進めるうえで重要なことは、校区の児童生徒等は学校が守るという学校の主体的な姿勢と地域や外部の防犯組織との連携である。

防犯教室で学んだことを児童生徒等が身に付けるために、防犯教室の前後に適切な指導を行うとともに、継続した防犯教育の常時指導が必要である。

また、防犯教育を学校だけで実施するのではなく、学校からは見えない児童生徒等の日常の様子を知っている保護者や地域の方、そして、防犯の専門家として学校に関わっているスクールガード・リーダーの方々から日常的に情報を得るとともに、その情報を児童生徒等の日々の指導に効果的に生かすことで、より充実した防犯教育を展開することが期待できる。

Ⅱ 生活安全教育の実践

1 発達段階に応じた指導の重点

①小学校

低学年では、安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

中学年では、様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

高学年では、中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。

また、自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

②中学校

小学校までに学習した内容をさらに深め、日常生活に関して安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付ける。

また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。

③高等学校

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。

また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。

さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動に積極的に参加できるようにする。

④障害のある児童生徒等

児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

2 展開例

N o	校種	学年	指導場面	指導内容	指導時間数
1	小学校	低学年	特別活動 (学級活動)	危ないことをしていないか考えよう	1
2		低学年 中学年	朝の会 帰りの会 等 常時指導	危険を回避する大事なことば	(10～15 分)
3		中学年 高学年	特別活動 (学級活動)	安全に通学しよう ～自分で身を守る、みんなで守る～	1
4	中学校	全学年	朝の会 帰りの会 等 常時指導	事件に巻き込まれないために	(10～15 分)
5	高等学校	全学年	ホーム ルーム活動	地域社会の安全への 貢献について考えよう	1
6	その他の事例 小・中学校 全学年		特別活動 (学校行事)	学校への不審者侵入防犯訓練 (実施計画例)	1